

第2回 鹿島市農業委員会定例総会 議事録

1、開催日時 令和元年6月3日(月) 午後1時30分～午後3時00分

2、開催場所 鹿島市役所 5階大会議室

3、出席委員 11名(明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

4、欠席委員 1名(明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

5、議事日程

①第1 議事録署名委員の指名 3番 中村正信委員 4番 木下英春委員

②第2 報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による許可申請について
 議案第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について
 議案第 6号 農地法第5条転用許可後の事業計画変更承認申請について
 議案第 7号 農地法第4条の規定による許可申請について
 議案第 8号 農地法第3条の規定による許可申請について
 議案第 9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

6、農業委員会事務局職員

役 職	氏 名
事務局長	田中 宏幸
主査	星野 晃希
書記	峰松 一実
書記	植松 優太

◎農業委員出席簿

席順	委員名	出欠	席順	委員名	出欠
1	三原 一義	○	7	坂本 理一	○
2	中牟田 安彦	○	8	廣瀬 幸治	○
3	中村 正信	○	9	中村 博之	○
4	木下 英春	○	10	山口 和子	○
5	江頭 武寛	×	11	松浦 秋行	○
6	大町 朝子	○	12	織田 博吉	○
			計	12名	11名

◎農地利用最適化推進委員出席簿

担当地区	農地利用最適化推進委員名
井手・三部	堀 勝

7. 会議の概要

事務局	<p>只今から第2回鹿島市農業委員会定例総会を開きます。総会に入ります前に本日の点呼を取らせていただきます。(1番三原委員から12番織田委員まで点呼をし、5番委員の欠席と11名の出席を確認。)次に議事録署名人の指名をします。3番中村委員と4番木下委員にお願いいたします。よろしくお願ひいたします。審議に入ります前に、いつもの通り議事進行について4点ほど注意いたします。1点目です。各自意見・質問をされる場合は、必ず挙手をし、議長の指名があつてから、その席で自分の議席番号と氏名を述べ、意見・質問等を全員に聞こえるように言ってください。また、議事に関することのみを簡潔にお願いいたします。2点目です。議事に入りましてからの私語はこれをきつく禁止いたします。3点目です。この会場内は禁煙とします。審議の進捗状況を見ながら議長の判断により、休憩時間を取り入れていきますのでご協力ください。なお、トイレにつきましては制限ありませんが起立して議長席の方へ軽く会釈をしてから退席し、用を済ませたら速やかにお戻りください。4点目です。農業委員会等に関する法律第31条に委員の議事参与の制限規定がございます。提案される議案の中に親族の場合は6親等、姻族の場合は3親等になる者に関連する議案があり、これを審議するときは特に指示されなくても自主的にこの会議場から退席してください。後でその事実が判明した場合は、許可の取り消しや罰則を受けることがありますので、ご注意お願ひします。以上については、個々が自覚して会議場のマナーとしてご協力をよろしくお願ひします。では、慣例により会長に議長をお願ひします。</p>
会長	<p>改めまして、こんにちは。麦の収穫で一番忙しい時期にお集まりいただきありがとうございます。今日は議題が多いので簡潔に行きたいと思ひます。本日の議題は議案5件と報告1件であります。</p> <p>早速、審議に入ります。報告第1号農地法第18条第6項の規定による解約報告についてを議題とします。本件につきましては一括して審議をします。事務局の説明をお願ひします。</p>
事務局	<p>総会議案・説明資料の1ページをご覧ください。報告第2号農地法第18条第6項の規定による解約報告についてでございますが、記載のとおり番号1から4までの4件となっております。合計5筆で面積が3,309平米となっております。内訳は田のみ5筆3,309平米でございます。解約事由は双方合意による借人からの申しでのためが1件、農地法3条申請のためが2件、農地法4条申請のためが1件となっております。以上で報告第1号の説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは質疑に入ります。只今の説明について、質問や意見がありましたら挙手をお願ひします。</p>
議長	<p>無いようなので、これで報告第2号を終わります。</p> <p>次に議案第5号農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてを議題といたします。事務局より説明をお願ひいたします。</p>
事務局	<p>それでは1番についてご説明いたします。位置図の1ページをご覧ください。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇でございます。登記地目・現況地目は田で、登記面積は44平米です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん72歳無職の方で、譲渡人は〇〇〇〇区の〇〇〇〇さん73歳無職の方です。転用の目的は宅地の拡張で、施設の概要ですが車庫、居宅、庭で44平米となっております。農地区分は3種農地で周囲の状況は東が道路、西は宅地、南は田、北は宅地となっております。備考欄に記載のとおり関係機関との協議書ありで条件なしとなっております。この案件につきましては、追認の案件でございます。始末書が提出してあります。番号1の説明は以上です。</p>
議長	<p>では、ここで担当委員の調査報告をお願ひします。</p>
4番委員 (担当委員)	<p>この申請地につきましては車庫を増築した際に隣の農地にはみ出して建ててありました。農地の所有者とは親戚という関係から手続きはされていませんでした。今回その分を分筆し、転用の申請をされています。また始末書を提出されていますので、ご審議をお願ひいた</p>

	します。
議 長	事務局より始末書の読み上げをお願いします。
事務局	(始末書読み上げ)
議長	只今の説明について質問や意見がある方は挙手をお願いします。
議 長	無いようなので、採決を取りたいと思います。1番について、賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	賛成全員により、1番は許可相当として県へ送ります。 それでは2番について、この案件は4条の1番と関連しますのでまとめて審議します。事務局の説明をお願いします。
事務局	2番の説明をいたします。まずは5条の方から説明いたします。総会議案・説明資料は2番、位置図は2ページをお開きください。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地、同じく〇〇番地、同じく〇〇番地〇の3筆でございます。登記地目・現況地目共に田です。登記面積はそれぞれ1,569平米、467平米、1,410平米となります。譲受人は〇〇区の有限会社〇〇〇〇で、譲渡人も〇〇区の〇〇〇〇さん80歳、農業の方です。転用の目的は採草放牧地を計画されています。施設の概要は採草放牧地が3,446平米となっています。周囲の状況ですが、東が山林と田、西は水路、山林、田、道路、南は水路と道路、北は山林、原野、道路となっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議書ありで条件はなしとなっています。 続いて農地法4条の説明をします。総会議案・説明資料は4ページをお開きください。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇、同じく〇〇番地〇の2筆でございます。登記地目・現況地目共に田です。登記面積はそれぞれ402平米、447平米となります。申請人方は〇〇区の〇〇〇〇さん63歳、農家の方です。転用の目的は採草放牧地を計画されています。施設の概要は採草放牧地が849平米となっています。農地区分は2種農地となっています。周囲の状況ですが、東が田、西は水路と原野、南は水路と田、北は原野と道路となっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議書ありで条件はなしとなっています。番号2の説明は以上です。
議 長	では、ここで担当委員の調査報告をお願いします。
9番委員 (担当委員)	現地は田となっていますが、だいぶ長い間作付けされてないようで雑木があちこちに立っている状況です。申請地は谷になっている所で周囲は一面木が生い茂っていました。以上で説明を終わります。
議 長	只今の説明について質問や意見はありますか。
10番委員	採草放牧地として利用されるようですが、木や雑木、雑草はどうされるのですか。
事務局	それにつきましては、草は牛がある程度綺麗に食べ進めてくれるようです。雑木はある程度は伐採、除根を行い、少しだけ残して牛が休む木陰などに利用されるようです。
議長	他に質問はありませんか。無いようなので採決をとります。5条4条どちらも賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	賛成全員により、5条の2番と4条の1番は許可相当として県へ送付します。 それでは次に3番について、事務局の説明をお願いします。
事務局	番号3の説明をいたします。総会議案・説明資料は3番、位置図は3ページをご覧ください。土地の所在は〇〇字〇〇〇〇番地〇でございます。登記地目は田で、現況地目は畑です。登記面積は289平米となっています。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん29歳、会社員の方で、譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん77歳、無職の方です。転用の目的は一般住宅で、施設の概要ですが居宅1棟77.25平米、駐車スペース2台53.58平米、庭48.25平米、通路・その他109.92平米となっています。農地区分は2種農地です。周囲の状況ですが、東は水路、西は道路、南は田、北は田となって

	います。また関係機関との協議書ありで条件はなしとなっています。なお、市の都市建設課へ公有水面占用許可申請がされています。説明は以上です。
議長	では、ここで担当委員の調査報告をお願いします。
3番委員	申請地はもともと田だった場所を無断で高められて畑にされていました。今回始末書が提出されています。
議長	事務局より始末書の報告をお願いします。
事務局	(始末書読み上げ)
議長	3番に関する質問や意見はありませんか。
議長	無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により、3番は許可相当として県へ送ります。 それでは4番について、説明をお願いします。
事務局	続きまして4番について説明いたします。総会議案・説明資料の4ページと位置図の4ページも併せてご覧ください。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇、同じく〇〇番地〇でございます。登記地目・現況地目共に田で、登記面積は1,126平米、5.05平米です。譲受人は〇〇市の〇〇〇〇さん54歳、地方公務員の方で、譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん90歳、アパート経営の方です。転用の目的は共同住宅で、施設の概要は共同住宅1棟297.05平米、駐車場18台分237.60平米、通路・その他596.40平米となっております。農地区分は3種農地です。周囲の状況ですが東は田、西は宅地、南は道路、北は宅地、田、雑種地となっております。備考欄に記載のとおり関係部署との協議ありで条件はなしとなっています。番号4の説明は以上です。
議長	ここで担当委員より説明をお願いします。
4番委員 (担当委員)	申請地の現況は田となっております。汚水は進入路側の公共下水道に接続が出来まして、雨水についてはアパートの東側に排水路を新設して流すとのことです。
議長	只今の説明について、質問はありませんか。11番委員どうぞ。
11番委員	進入路の幅は4m以上ありますか。
事務局	進入路は確認を取ったところ幅は4.039mとなっております。
議長	アパートの進入路は以前、耕作用道路として転用されたところですが、今回はアパートの進入路として用途変更の申請などの手続きが必要なのではないですか。
事務局	もともとの計画と全く違う道以外での利用となれば、変更の申請が必要ですが、今回は耕作用道路として利用されていたのを進入路としての利用なので、手続きは必要ありません。
議長	他に質問はありませんか。 無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	賛成全員として、県へ送付します。
議長	議案第6号農地法第5条転用許可後の事業計画変更承認申請について事務局の説明をお願いします。
事務局	番号1の説明をいたします。総会議案・説明資料は3ページ、位置図は5ページをご覧ください。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇、同じく〇〇番地〇の2筆でございます。登記地目、現況地目は共に田となっています。登記面積は2筆合計1,982平米です。農地区分は3種農地となっています。申請人は〇〇町の株式会社〇〇〇〇という〇〇〇〇事業所です。当初事業計画はグループホーム2棟490平米、運動広場351平米、駐車場10台125平米、通路その他1,016平米となっていました。変更後はグループホーム1棟252平米、就労継続支援店舗1棟160平米、駐車場14台330平米、通路その他1,222平米となりました。周囲の状況です。

	が、東は宅地、西は道路、南は田、北は道路となっています。また関係機関との協議書ありで条件はなしとなっています。番号1の説明は以上です。
議長	只今の説明について質問や意見はありませんか。
6番委員	事業変更をした理由はなんですか。
事務局	予定していた入居者の減少だったり、他の施設が出来たために、そちらに入所を変更されたりして当初予定していた入居者の人数が見込めなくなったため変更となったようです。
議長	他に質問はありませんか。なかったら採決をとります。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成により、1番は許可相当として県へ送付します。
議長	7号議案農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認についての説明を事務局からお願いいたします。
事務局	それでは議案第7号2番の説明をいたします。総会議案・説明資料は4ページ、位置図は5ページをご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇でございます。登記地目、現況地目は田です。登記面積は48平米となっています。申請人は〇〇区の〇〇〇〇さん67歳、無職の方です。転用の目的は宅地拡張で、施設の概要は住宅敷地48平米が計画されています。農地区分は1種農地です。周囲の状況ですが、東は宅地と田、西は田、南は田、北は宅地となっています。また関係機関との協議書ありで条件はなしとなっています。あと都市建設課に道路法24条工事申請がされています。始末書の提出もされています。
議長	では、ここで現地の調査報告をお願いいたします。
事務局	申請人の方は平成20年に自宅を建て替えておられます。その時に自宅の周りの土留めのブロックが崩壊する恐れがあったため、そのブロック前面に土留めのブロックを新たに作り直したそう。その際にはみ出した部分を今回申請されています。もともと〇〇番地〇の1つの農地だったのを分筆されて〇〇番地〇をはみだした土留めの部分としています。ここで始末書を読み上げます。
	(始末書読み上げ)
議長	只今の説明について質問や意見はありませんか。
議長	無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成により、2番は許可相当として県へ送付します。
議長	次に総会議案第8号農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請書承認について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第8号の1番について説明をします。総会議案説明資料は5ページ、位置図は6ページをお開きください。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地でございます。登記地目、現況地目は共に田です。登記面積は224平米となっています。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん60歳、農漁業の方で、譲渡人は同じく〇〇区の〇〇〇〇さん69歳農業の方です。譲受理由と譲渡理由は経営規模の拡大と経営縮小となっています。農地法第3条による現地確認調査につきましては担当委員、担当推進員で行ってもらい、特に問題なしとして両担当委員から署名をもらっております。
議長	只今の説明について何か質問や意見がありましたら挙手をお願いします。
議長	無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成として取り扱います。次に2番の説明をお願いします。
事務局	議案第8号2番について説明します。総会議案説明資料は同じく5ページ位置図は7ページをお開きください。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地でございます。登記地目、現況地目は共に田です。登記面積は589平米となっています。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん71歳、農業の方で、譲渡人は同じく〇〇区の〇〇〇〇さん77歳、無職の方で

	す。譲受理由と譲渡理由は経営規模の拡大と農業廃止です。農地法第3条による現地確認調査につきましては担当委員、担当推進員で行ってもらい、特に問題なしとして両担当委員から署名をもらっております。
議長	只今の説明について質問や意見がありましたら挙手をお願いします。
議長	無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成として取り扱います。次に3番の説明をお願いします。
事務局	議案第8号3番について説明します。総会議案説明資料は同じく5ページ位置図は7ページをお開きください。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地でございます。登記地目、現況地目は共に田です。登記面積は107平米となっています。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん71歳、農業の方で、譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん48歳、内装業の方です。譲受理由と譲渡理由は経営規模の拡大と耕作不便です。農地法第3条による現地確認調査につきましては担当委員、担当推進員で行ってもらい、特に問題なしとして両担当委員から署名をもらっております。
議長	只今の説明について何か質問や意見がありましたら挙手をお願いします。
議長	無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成として取り扱います。次に4番の説明をお願いします。
事務局	議案第8号4番について説明します。総会議案説明資料は同じく5ページ位置図は8ページをお開きください。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地でございます。登記地目、現況地目は共に田です。登記面積は396平米となっています。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇〇さん79歳、農業の方で、譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇〇さん90歳、無職の方です。譲受理由と譲渡理由は経営規模の拡大と農業廃止です。農地法第3条による現地確認調査につきましては担当委員、担当推進委員で行ってもらい、特に問題なしとして両担当委員から署名をもらっております。
議長	只今の説明について質問や意見がありましたら挙手をお願いします。
議長	無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成として取り扱います。次に議案第9号農業経営基盤強化促進法18条の規定による農用地利用集積計画について事務局の説明をお願いします。
事務局	一括して説明をいたします。総会議案・説明資料は6ページから最終ページの11ページをご覧ください。この議案は合計36件となっています。利用権設定されているのが36件中25件、そのうち再設定が21件、新規が4件でございます。他に農地中間管理機構との貸借が11件となっております。利用権設定されている方のうち賃貸借権が20件、使用貸借が5件となっております。賃貸借権されている20件のうち現金扱いは8件、物納扱いは12件です。契約期間は10年が1件、7年が1件、5年が13件、3年が8件、2年10ヶ月が1件、1年が1件となっております。他に農地中間管理機構との貸借が11件です。使用貸借されている案件のうち個別に若干説明させていただきます。25番をご覧ください。25番は前回の総会で賃借料がおかしいのではないかとのご指摘があり、保留していましたが、総会後確認を取ったところ、反当りの賃借料ではなく、この3筆での賃借料となっていました。次に2番をご覧ください。この案件は使用貸借件の更新となっております。この農地は隣地の耕作者に作ってもらっているようです。5番につきましては、耕作者が代わられて新しい作り手の人になっています。最適化推進員に賃貸借権をお願いしてもらいましたが、この農地は水利が悪く賃貸借では考えていないとのことでした。13番は作物の作付けは考えておらず、自己保全で使用貸借となっております。14番は賃貸借料が安く設定されています。18番は鳥獣被害などもあり使用貸借となっていま

	す。24番は使用貸借の更新となっております。
議長	只今の説明について質問や意見がありましたら挙手をお願いします。
3番委員	番号22番の賃借料が120kg/10aで多く設定されているようですが理由はわかりませんか。
事務局	理由は伺っていませんが、前回の契約を確認したところ、同じく120kg/10aでした。
議長	他に質問はありませんか。
議長	無ければ採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	以上を持ちまして、本日提出された議題審議を終わります。
	(午後3時00分終了)

	<p>この会議録は、委員会書記をもって記録せしめたもので、その内容は正当なものと認め、ここに署名委員とともに署名する。</p> <p>令和元年 6月 3日</p> <p>鹿島市農業委員会 会長 ㊟</p> <p>3番委員 ㊟</p> <p>4番委員 ㊟</p> <p>事務局長 ㊟</p>
--	--